

広島県告示第894号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成30年12月27日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	大阪府大阪市北区大深町3番1号 株式会社ダイセル 代表取締役社長 札場 操
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県大竹市東栄二丁目1番4号 株式会社ダイセル 大竹工場

2 申請の内容

37-タ 31号から36号までに掲げる事業以外の石油化学工業の用に供する洗浄施設1基を設置するとともに、37-タ 31号から36号までに掲げる事業以外の石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設1基を廃止する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 新設

種	類	37-タ 31号から36号までに掲げる事業以外の石油化学工業の用に供する洗浄施設（エポキシ化動植物油製造施設T-509/510スクラバー）
能	力	排水量 2.6m ³ /日
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	着手後30日
	使用開始予定年月日	平成31年5月

使用 方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		24時間連続 (季節的変動なし)		
	項	目	通常	最大	
排出される汚水の状態	等	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	3~7	3~7	
	排出される汚水の状態	化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	10	15
		浮遊物質		5	10
		窒素含有量		5	25
		燐含有量		5	25
法	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		2.4	2.6	
	汚水等の排出先		第二中和槽		

(その2) 37-タ 31号から36号までに掲げる事業以外の石油化学工業の用に供する洗浄施設1基 廃止

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成30年12月27日から平成31年1月17日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに大竹市環境整備課